

提供に同意するものとします。

【提供する情報の項目】 取引店、口座番号等

- (3) 凸版印刷株式会社・株式会社千趣会、および商品出店業者に対し、FFGギフトセレクションの運営および商品発送を目的として、以下の個人情報を提供することがあり、会員は個人情報の提供に同意するものとします。

【提供する情報の項目】 氏名、発送先住所、電話番号等

11. 通知

当行は、WEB会員が登録したメールアドレスに、本サービスに関する広告・宣伝やその他サービスの販売促進を目的としたメールを配信することがあります。ただし、WEB会員からメール配信を中止するよう申し出があった場合、当行はただちに当該目的でのメールアドレスの取扱いを中止します。

12. 反社会的勢力等の排除

(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしてしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 当行は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
- (4) 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

13. 利用停止

会員が次のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止します。

- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻されるなど、会員が所在不明となったとき
- (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
- (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

14. 退会

- (1) 本サービス会員が本契約を解約する場合は、当行所定の方法によるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本サービスの契約は終了することがあります。
 - ① 全ての口座を解約した場合
 - ② 全ての口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
 - ③ 当行が、別途定める一定期間の利用がないために、全ての口座の預金取引を停止した場合
 - ④ 会員本人が亡くなった場合
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも、本サービスを解約することができます。
 - ① 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
 - ④ 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - ⑤ 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (4) 本契約が終了した場合、本サービスで保有していたマイコインは失効します。併せて、各種手数料の優遇や特典を受けることもできなくなります。

15. 禁止事項

- (1) 会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - ③ 他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - ④ 他の会員または第三者の人権を損害する行為
 - ⑤ 法令に違反する行為または違反するおそれがある行為
 - ⑥ 本サービスの運用を妨害する行為
 - ⑦ 本サービスの信用を毀損する行為
 - ⑧ その他当行が不適切と判断する行為
- (2) 会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- (3) 会員が公開、頒布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

16. 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づく本サービスの権利は、譲渡、質入、または第三者への質与等はできません。

17. 免責事項

- (1) やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 災害、事変や法令および官公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの会員の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (4) 会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが当行の故意・重過失により発生したものでない限り、当行は当該損害を賠償する責任を負いません。
- (5) 会員が会員資格を喪失した場合には、以降本サービスの利用ができなくなります。

18. 準拠法及び管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年4月1日現在
以上

マイコイン規約に関しましてはふくぎんホームページ (https://www.fukuokabank.co.jp/pdf/bof_mycoin_kiyaku.pdf) をご覧ください。